

答 申 第 566 号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を一部開示した決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 3月 1日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、保有個人情報の本人である児童（以下「本件児童」という。）の法定代理人（親権者）として、児童相談所が保有する本件児童の児童記録の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年 4月13日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件児童に係る経過一覽及び児童相談所一時保護所の職員が書いた一時保護中の本件児童の様子の記録（以下これらを「本件児童記録」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
 - (1) 旧条例第20条第 1項第 3号に該当
開示請求者以外の者の個人に関する情報については、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるため。
 - (2) 旧条例第20条第 1項第 7号に該当
関係機関からの情報、関係機関（者）とのやりとりに関する情報及び児童相談所の評価・判断については、開示することにより事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため。
- 3 同年 7月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
本件処分のうち、非開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次

のとおりである。

(1) 開示請求者以外の者に親権者はあたらないため。

(2) 審査請求人が了知している情報も開示されていない。

(3) 関係機関が全て公的機関であり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは全くない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関が弁明書及び補充弁明書で主張している弁明は、おおむね次のとおりである。

1 旧条例第20条第 1項第 2号該当性について

旧条例第20条第 1項第 2号を理由とする非開示部分は、本件児童の内心に関する情報であり、親権者に対しても知られたくない情報であると言え、本件児童の内心が保護される利益と審査請求人の利益は相反していると認められる。

2 旧条例第20条第 1項第 3号該当性について

審査請求人は、親権者が開示請求者以外の者に該当しないと主張しているが、親権者は無条件に開示請求者以外の者に該当しないのではなく、法定代理人の立場で開示請求を行った親権者は、開示請求者に該当し、開示請求者以外の者に該当しない。なお、法定代理人の立場で開示請求を行っていない親権者については、開示請求者以外の者に該当する。本件児童記録の非開示部分には、開示請求者以外の者との面接や電話記録等があり、開示請求者以外の個人に関する情報に該当するものがあるため、旧条例第20条第 1項第 3号に該当する。

3 旧条例第20条第 1項第 7号該当性について

(1) 児童相談所は、関係機関が各々の目的のために収集した個人情報児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第12条第 2項（同法第11条第 2号ハ）又は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の 4に基づいて、児童の安全の確保を図るために、児童本人及び保護者の了承を得ずに情報収集をしている。児童相談所に情報を提供した関係機関等としては、その情報や関係機関等との調整内容が本人に開示されることは想定していない。そのため、その一部でも開示することは、関係機関等の本人らに対する評価や対応方針を明らかにするおそれがあり、関係機関との信頼関係の構築又は維持に支障を及ぼす。

(2) また、関係機関によっては、児童相談所に情報提供を行ったことそれ自体を本人らに知られることがあれば、本人らが関係機関に対して追及をしていくことや本人らとの信頼関係が損なわれ、業務の遂行に支障が生じることをおそれて、児童相談所に対して情報提供をすることを拒む事態が生じることとなる。関係機関から迅速で適切な情報提供を受けられなくなれば、児童の安全の確保を図るために必要な情報や、児童の家族を支援するために必要な情報も得ることができなくなり、本件のみならず、今後の児童福祉相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件開示請求に対して、実施機関が特定した本件児童記録のうち、非開示とした部分が旧条例第20条第 1項第 2号、第 3号及び第 7号に該当するか否かが争点となっている。

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2条第 2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は旧条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、旧条例によって具体的に認められたもの

であることに鑑み、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第1項各号に該当するか否かが、旧条例の条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

4 非開示理由の追加について

実施機関は、本件審査請求の諮問後に非開示理由の追加を行ったが、当審議会としては、このような理由の追加が認められるか否かについて、次のとおり判断する。

旧条例が非開示理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、開示しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その審査請求に便宜を図るためであると解される。非開示理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、審査請求の諮問後の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、非開示理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審議会において、新たに追加された非開示理由について審議することができないとすると、当審議会より答申を受けた実施機関がその新たな非開示理由により再び一部開示決定を行う可能性も否定できず、本件審査請求に対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加した非開示理由を記載した弁明書及び補充弁明書を当審議会に提出し、当審議会は審査請求人に対して当該弁明書及び補充弁明書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会を設けた。

以上のことから、当審議会としては、追加された非開示理由も含めて本件審査請求の審議を行うものである。

5 本件児童記録について

(1) 児童相談所では、受け付けた相談について児童福祉司その他の児童相談所職員が必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童に最適な援助を行っている。

(2) 本件児童に対する相談援助活動においても、当該相談援助活動の適正な遂行のため本件児童記録を備え、本件児童に対して行った面接の内容、本件児童の生活、行動、本件児童に関する評価等の必要な事項を記録しているものである。

(3) 当審議会が見分したところ、本件児童記録は、実施機関の職員が相談援

助活動に用いるために、本件児童の生活の様子や支援の内容を記録した経過一覧、児童相談所一時保護所の職員が書いた一時保護中の本件児童の様子の記録であることが認められる。

6 旧条例第20条第 1項第 2号該当性について

本号は、本人の権利利益を保護するため、代理人による開示請求がなされた場合において、本人と代理人との利益が相反する場合は非開示とすることを定めたものである。本号の利益に反するとは、本人と代理人との利益が相反する場合や、本人の意思に反した開示をすることとなる場合をいう。

実施機関は、本件児童記録には、本件児童が学校や一時保護所で児童相談所職員と面接したときに話した内容等（以下「本件非開示情報①」という。）が含まれており、これらは本件児童の内心に係る秘匿性の高い私的な情報であるため旧条例第20条第 1項第 2号に該当すると主張しているため、本件非開示情報①が本号に該当するか判断する。

(1) 旧条例第18条第 2項の規定に基づく未成年者の法定代理人である親権者の開示請求権については、あくまで未成年者である子の利益を実現する手段として設けられているものであり、親権者と子であっても、その人格はそれぞれ別個であることから、子は親権者に対する関係においてもプライバシーを保護される権利を有しているものと解される。

(2) 本件非開示情報①には、本件児童が、学校や一時保護所で児童相談所職員と面接したときに話した内容等が含まれている。

(3) これらの情報は、本件児童の内心に係る秘匿性の高い情報であり、親権者である審査請求人にも知られたくない情報であると言え、本件児童の内心が保護される利益と、審査請求人の利益は相反していると認められる。

(4) したがって、本件非開示情報①は旧条例第20条第 1項第 2号に該当する。

7 旧条例第20条第 1項第 3号該当性について

本号は、開示請求者以外の者の個人に関する情報にあつては、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

実施機関は、本件児童の父（以下「本件父」という。）が児童相談所職員と面接したときに話した内容及び本件父が児童相談所職員と電話でやり取りした内容に係る情報（以下「本件非開示情報②」という。）について、

旧条例第20条第 1項第 3号に該当すると主張しているので、本件非開示情報②が本号に該当するか判断する。

(1) 本件非開示情報②には、本件父が児童相談所職員と面接したときに話した内容及び本件父が児童相談所職員と電話でやり取りした内容に関する情報である。

(2) 本件非開示情報②は、審査請求人にとっては第三者の情報であり、本件父が抱く感情や考えについての記載は、本件父の内心に係る秘匿性の高い情報であり、妻である審査請求人にも知られたくない情報であると考えられる。

(3) したがって、これらの情報を開示することにより、本件父に関する情報を審査請求人が知ることとなり、本件父の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(4) よって本件非開示情報②は旧条例第20条第 1項第 3号に該当する。

8 旧条例第20条第 1項第 7号該当性について

本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非開示情報を定めたものである。

実施機関は、次の情報が、児童相談所の評価及び判断が含まれる情報並びに関係機関等とやりとりした情報（以下、これらを「本件非開示情報③」という。）にあたり、条例第20条第 1項第 7号に該当すると主張するため、本件非開示情報③が本号に該当するか判断する。

相談援助活動に係る児童相談所の評価、判断、方針等の情報（以下「評価等情報」という。）	・経過一覧 ・児童相談所一時保護所の職員が書いた一時保護中の本件児童の様子の記録
関係機関等から聞き取り等によって収集した情報及び関係機関等との情報交換等の情報（以下「関係機関情報」という。）	・経過一覧

(1) 評価等情報

ア 評価等情報は、実施機関が本件児童及びその保護者（以下「本件児童等」という。）に対して行う相談援助活動に係る評価、判断、方針等の情報であり、方針決定に至る過程も併せて記載されている。

イ 実施機関によると、評価等情報を開示することにより、評価等の内容が本件児童等の認識と異なっていた場合、本件児童等との信頼関係を損ない、本件児童等から苦情や不当な要求が繰り返されるおそれがあるほか、本件児童等に今後の援助についての予見を与えることも考えられ、今後の適正な相談援助活動が困難になるなど、本件児童等に係る相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすことが考えられるとのことであったため、そのような観点から以下で検討する。

(7) 評価等情報は、実施機関が、相談援助活動の中で本件児童等に対して行った面接の所見等の情報であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。

(イ) また、評価等情報には、実施機関による、本件児童等についての評価や、実施機関の今後の対応方針及びその方針に至る決定過程を含めた情報が記載されており、その内容が本件児童等の意思に沿わないものである可能性もあることから、これを開示することにより、本件児童等との信頼関係を損ない、評価等の内容に不満を持つ本件児童等から苦情や不当な要求等が繰り返される可能性もあり、そのことが相談援助活動の方針決定過程に不当な影響を及ぼし、相談援助活動が困難になるおそれがあるほか、実施機関の対応方針に対する予見を与え、本件児童等がそれを意識した言動等をとることが考えられ、正確な診断や公正な評価等が行えなくなるなど相談援助活動が困難となり、相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、評価等情報を開示することにより、本市の事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(2) 関係機関情報

ア 関係機関情報は、実施機関が関係機関等から聞き取り等によって収集した情報及び関係機関等との情報交換等の情報である。

イ 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4によると、関係機関等は、児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができることとさ

れている。

ウ 実施機関に確認したところ、児童相談所には、児童虐待等に関する調査が必要な場合においても、関係機関等から強制的に情報を収集するという権限はなく、児童福祉にかかる機関同士の相互信頼のもとにおいて連携し、任意で情報提供の協力を受けている。

エ 法的な強制権限を持たない児童相談所が充実した調査及び審議を行うには、関係機関等の任意の協力が不可欠であり、開示することによって、関係機関等が萎縮し、関係機関等の協力が得られなくなる場合も考えるところ、実施機関は、関係機関情報を開示すると、関係機関等との信頼関係を前提とした相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するので、この点について検討する。

(ア) 関係機関情報は、実施機関が相談援助活動の遂行にあたり、関係機関等との間で行った情報交換の内容であるから、本市の機関が行う事務に関する情報に該当する。

(イ) 関係機関情報は、関係機関等から児童相談所以外の者に明らかにしない前提で提供された情報であり、その内容が本件児童等の意思に沿わないものである可能性もあることから、これを開示することにより、本件児童等から関係機関等に対し、問い合わせや苦情、不当な要望等が繰り返され、関係機関等の業務に支障をきたすおそれがあり、結果として児童相談所と関係機関等の信頼関係が損なわれ、関係機関等との連携を困難にするなど、本件だけでなく、今後の児童相談所の相談援助活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、関係機関情報を開示することにより、本市の事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(3) 以上のことから、本件非開示情報③は条例第20条第 1項第 7号に該当すると認められる。

9 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
-------	-----

令和 5年 7月28日	本件審査請求に係る諮問書の受理
8月30日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 6月14日 (令和 6年度第 3回)	調査審議
7月 1日	本件審査請求に係る補充弁明書の受理
8月 9日 (令和 6年度第 5回)	調査審議
11月15日 (令和 6年度第 8回)	調査審議
12月 4日	答申